

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	3



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条（略）

2（略）

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4（略）

5 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

7（略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条（略）

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三（略）

四 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱  
いに関する基本的な事項

五～八（略）

3～6（略）

（輸出入の禁止）

第十五条 特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2（略）

（特定国内種事業の届出）

第三十条 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

一～四（略）

2 特定国内種事業のうち加工品に係るものを行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び加工品の種別に応じて政令で定める大臣（以下この節において「特定国内種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

3～6（略）

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令十七号）（抄）

(希少野生動植物種の卵及び種子)

第二条 法第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ 別表第一の表一

ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの 2の項、口の 1の項、(4)の1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項、(7)並びに の1の項、ハの 及び 並びにホ

ハ・ニ (略)

三 別表第一の表二の第二の(8)、(9)の2の項、3の項及び7の項、(10)の1の項、(11)の3の項、(14)の2の項、(16)の2の項、(17)の2の項及び4の項、(21)の1の項、(22)の1の項、(26)、(32)、(33)、(34)の1の項、(42)の6の項及び11の項、(45)の3の項及び5の項、(48)、(49)、(52)の2の項、(56)並びに(57)の2の項に掲げる種の種子

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第七条関係）

表一（略）

表二

項	種	名
第一	動物界	
		(略)
三	爬虫綱	
	イ とかげ亜目	
	(1) とかげもどき科	
	(2) (略)	
		(略)
五	条鱗亜綱	
	イ こい目	
		(略)
	(2) こい科	
		(略)
2	<i>Acheilognathus tabira nakamurae</i>	(セボシタビラ)
3	<i>Hemigrammocyparis neglectus</i>	(カワバタモロコ)
4	<i>Rhodeus atremius suigensis</i>	(スイゲンゼニタナゴ)
5	(略)	
		(略)
六	昆虫綱	
		(略)
	ロ 甲虫目	
		(略)
	(4) げんごろう科	
		(略)
10	<i>Hydaticus thermonectoides</i>	(マダラシマゲンゴロウ)
11	<i>Prodaticus vittatus</i>	(オキナワスジゲンゴロウ)
		(略)
	へ とんぼ目	
		(略)

( 4 ) とんぼ科	
( 略 )	
八 二枚貝綱	
イ いしがい目	
( 1 ) かわしんじゅがい科	
( 略 )	
第二 植物界	
( 略 )	
( 30 ) らん科	
( 略 )	
15	<i>Dendrobium okinawense</i> ( オキナワセッコク )
16	<i>Disperis neilgherrensis</i> ( ジョウロウラン )
17	( 略 )
18	( 略 )
19	( 略 )
20	( 略 )
21	( 略 )
22	( 略 )
23	( 略 )
24	( 略 )
25	( 略 )
26	( 略 )
27	( 略 )
28	( 略 )
29	( 略 )
30	( 略 )
31	( 略 )
32	( 略 )
33	( 略 )
34	( 略 )
35	( 略 )
36	( 略 )
37	<i>Platanthera stenoglossa</i> ssp. <i>iriomotensis</i> ( イリオモテトンボソウ )

38	<i>Thrixspermum fantasticum</i> (ハガクレナガミラン)
39	(略)
(略)	
(42) きんぼうげ科	
(略)	
4	<i>Aconitum metajaponicum</i> (オンタケブシ)
5	<i>Callianthemum hondoense</i> (キタダケソウ)
6	(略)
7	(略)
8	(略)
9	(略)
10	(略)
11	(略)
(略)	
(57) くまつづら科	
1	<i>Callicarpa longissima</i> (タカクマムラサキ)
2	(略)
(略)	

別表第三 特定第一種国内希少野生動植物種(第一条関係)

項	種 名
第一	植物界
(略)	
(13) らん科	
(略)	
7	<i>Dendrobium okinawense</i> (オキナワセッコク)
8	<i>Macodes petola</i> (ナンバンカモメラン)
9	(略)
10	(略)
(略)	
(18) ななばけしだ科	
(19) すみれ科	
(略)	

別表第四 特定第二種国内希少野生動植物種（第一条関係）

項	種	名
第一	動物界	
一	両生綱	
二	条鱗 <sup>き</sup> 虫綱	
イ	こい目	
	(1) こい科	
1	<i>Hemigrammocypriis neglectus</i> (カワバタモロコ)	
	(略)	
三	(略)	
四	二枚貝綱	
イ	いしがい目	
	(1) かわしんじゅがい科	
	(略)	
五	(略)	
	(略)	